

高齢者が地域で安心して生活できる各種福祉サービスをご利用ください※申請は窓口でいつでも行えます

高齢者福祉サービス

☎長寿介護課 (☎ 983 - 2609)

高齢者のために

年齢の記載がない場合、高齢者とは 65 歳以上の人を対象とします

サービス名	対象者	内容	利用者負担
はり灸マッサージ治療費の助成	① 70 歳以上の人 ② 要介護 3 以上の同居介護者	1 回につき 1,000 円の割引が受けられる治療費助成券の配布※年間 6 枚	割引後の治療費
寝具類クリーニング費用助成	所得税非課税世帯で、次のいずれかの人① 75 歳以上の一人暮らし ② 75 歳以上の高齢者のみの世帯 ③ 要介護 3 以上の人	1 回につき、5,000 円を上限にクリーニング費用の 9 割を助成 ※申請は年度内 2 回まで	費用の 1 割負担 ※ 5,000 円を超える場合は、1 割負担分の 500 円と 5,000 円を超えた金額
高齢者バスなど利用助成	年度内 (平成 29 年 3 月 31 日まで) に 70 歳以上になる高齢者 ※平成 28 年 4 月 1 日に三島市に住民登録のある人に限る	年間で 100 円分のバスなど助成券 30 枚を配布	1 乗車 100 円を超える場合は、超えた金額

一人暮らしや援助が必要な人のために

サービス名	対象者	内容	利用者負担
短期生活援助	一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、これらに準ずる世帯 (介護保険認定者を除く) の人	急な傷病により家事や身の周りの片づけの援助が必要な人に一時的なヘルパーを派遣 ※ 1 回 1 時間、3 カ月以内 12 回まで。	1 回 257 円
緊急通報システム	所得税非課税世帯で一人暮らしの高齢者、一方が寝たきりの高齢者夫婦世帯の人	緊急時に、電話やペンダントのボタンを押すと消防署に通報が入るシステムの設置	電話料金
理美容サービス	寝たきりなどで理美容院に行くことが困難な高齢者	市と契約した理美容院が自宅まで出張 ※年間 4 回	理美容代金
住宅用火災警報機器設置	所得税非課税世帯で一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者のいる世帯の人	寝室など条例に定められた個所に煙感知器を設置	無料
自立者ショートステイ	家族が不在になるときに援助を必要とする高齢者 (介護保険認定者を除く)	一時的に特別養護老人ホームでお世話 ※ 6 カ月間に 7 日以内	1 日 460 円 食費・雑費自己負担。 送迎代 (片道) 1,840 円
給食サービス	安否確認が必要な一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、これらに準ずる世帯の人	安否確認を行いながら昼食を自宅へお届け (年末年始を除く)	1 食 360 円
ふれあいさわやか回収	要介護または要支援認定を受けた一人暮らしの高齢者、高齢者世帯の人	家庭ごみを戸別回収し、希望者には安否確認を実施	無料

高齢者を介護している人のために

高齢者を介護している家族の負担軽減と、要介護高齢者の在宅生活の継続を図るサービス

サービス名	対象者	内容	利用者負担
寝たきり老人などの介護者手当	在宅の要介護 3 以上の高齢者を 6 カ月以上継続して介護している同居の介護者	7 月 1 日、1 月 1 日を基準日として、その前 6 カ月以上の在宅介護者に対し 5 万円を支給	※ただし、この期間中に 1 カ月に 11 日以上入院 (ショートステイ含む) をした場合は該当しません。
紙おむつの給付	所得税非課税世帯で要介護 1 以上の在宅高齢者の同居介護者	10 種類の紙おむつなどから選択したものを、月 1 回お届け	1 カ月 500 円以内
徘徊高齢者検索サービス	徘徊性のある在宅の高齢者、その介護者	通信ネットワークを利用した徘徊検索装置により、位置情報を家族に提供	利用開始時経費の 1 割程度、そのほか実費

特定高齢者向けサービス

※要介護認定をお持ちの人は利用できません

サービス名	対象者	内容	利用者負担
特定高齢者 通所型介護予防事業	基本チェックリストにより、 特定高齢者と判断された人	デイサービス施設などへの通所により、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を指導 ※週1回、最長6カ月	1日460円 食費・雑費自己負担
特定高齢者 訪問型介護予防事業		保健師などが訪問し、閉じこもり、認知症、うつなどの予防に向けた相談・指導を実施	無料

高齢者に関するご相談

お住まいの地区の「地域包括支援センター」にご相談ください

センター名	電話番号	住所	担当地区
地域包括支援センター三島	☎ 983 - 2689	北田町4 - 47 (市役所内)	旧市内
中郷地区地域包括支援センター	☎ 984 - 3777	梅名578 (介護老人保健施設梅名の里内)	中郷地区
北上地区地域包括支援センター	☎ 989 - 6500	佐野1205 - 3 (介護老人保健施設ラ・サンテふよう内)	北上地区
錦田地区地域包括支援センター	☎ 975 - 2424	谷田字藤久保2276 (三島総合病院附属介護老人保健施設内)	錦田地区

確定申告に必要な書類の配布・発行

確定申告に次の証明が必要な場合はご相談ください

☎長寿介護課 (☎ 983 - 2608)

介護が必要な高齢者の障がい者控除の認定書	障害者手帳をお持ちでない65歳以上の要介護1～5の認定を受けている人を対象に、「障害者控除対象者認定書」を発行
おむつ代の医療費控除のための「おむつ使用証明書」用紙の配布、および「おむつ使用の確認書」の発行	確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるために必要となる、「医師によるおむつ使用証明書」の用紙を配布 ※要介護認定を受けている人が、2年目以降のおむつ代の医療費控除を受けるとき、一定の条件を満たしていれば「おむつ使用証明書」の代わりとして使える「おむつ使用の確認書」を長寿介護課で発行できる場合有り

※いずれも無料。発行には数日かかります。

年金の支払いが困難なときは

国民年金の免除制度をご利用ください (7月から適用拡大)

失業や所得が少ないなど国民年金保険料の納付が困難な場合、申請をして認められれば、保険料の全額、または一部が免除(一部納付)となる制度があります。
※7月から納付猶予の対象年齢が「50歳未満」に拡大されます。

保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢基礎年金が受けられない、障がいや死亡といった場合に障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられないことがあります。(平成27年度に全額免除または納付猶予が承認され、継続申請を希望した人は、日本年金機構の審査終了後、直接結果が郵送されます)

免除申請受付期間 7月1日(金)から※免除対象となる

期間は申請月からさかのぼって2年1カ月前まで

免除対象期間 平成28年7月分～平成29年6月分

手続き場所 保険年金課(国民年金係窓口)

手続きに必要なもの ①認め印、②雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し(失業に

よる申請の場合)

免除の対象所得 免除には、全額免除、一部免除(4分の3、半額、4分の1)、および納付猶予(50歳未満の人)の5種類があります。免除申請は前年の所得に応じて、一定の基準額が設けられています。

▶本人、配偶者、世帯主の所得がすべて基準額を下回ることが必要です。※基準額を超えていても、災害、失業などで保険料が免除される場合があります。

▶納付猶予の所得の基準額は全額免除と同じですが、本人および配偶者の所得を審査します。

▶免除または猶予された保険料は、10年以内であれば後から納めることができますが、2年を過ぎると加算額がつきます。

※一部納付の承認を受け、2年以内に一部保険料を納付しない場合は未納扱いとなります。ご注意ください。

問合せ 保険年金課 (☎ 983 - 2606)、三島年金事務所 (☎ 973 - 1166)